

## 地方創生支援利子補給金交付要綱

平成20年 5月21日 内閣総理大臣決定  
令和 7年 3月10日 最終改正

### (定義)

#### 一 法

地域再生法（平成17年法律第24号）、総合特別区域法（平成23年法律第81号）、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）をいう。

#### 二 規則

地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）、国家戦略特別区域法施行規則（平成26年内閣府令第20号）をいう。

#### 三 法令

法及び規則をいう。

#### 四 地方創生支援利子補給金

法に規定する次の利子補給金をいう。

- ① 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金
- ② 国際戦略総合特区支援利子補給金及び地域活性化総合特区支援利子補給金
- ③ 国家戦略特区支援利子補給金

#### 五 利子補給金

以下、地方創生支援利子補給金をいう。

#### 六 金融機関

法に規定する金融機関をいう。

#### 七 大臣

内閣総理大臣をいう。

#### 八 利子補給金対象事業

別表に掲げる事業をいう。（国家戦略特区支援利子補給金に係る事業は、別表に掲げる者が行う国家戦略特別区域法第2条第2項第2号に規定する事業をいう。）

#### 九 認定等計画

利子補給金対象事業に係る法に基づく認定等計画をいう。

#### 十 計画主体

利子補給金対象事業に係る認定等計画主体の地方公共団体をいう。

#### 十一 申請書の提出があった日

集中的な申請受付期間を設ける場合には、その末日をいう。

### (通則)

第1条 利子補給金の支給は、法令及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱で定めるところによる。

(利子補給金の支給)

第2条 大臣は、金融機関が利子補給金対象事業に対して資金の貸付けを行う場合に、当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内において、利子補給金を支給する。

(指定金融機関の決定等)

第3条 大臣は、金融機関から規則に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められるときは、当該金融機関を指定金融機関に指定し、別に定める「指定金融機関の指定通知書」により通知するものとする。

2 大臣は、利子補給金に係る経理処理の確認その他の必要があると認められるときは、第1項の申請を行った金融機関に対し必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

3 第1項に規定する申請から指定までに要すべき標準的な期間は、次に掲げる期間を除く10日とする。

一 申請を補正又は変更するために要する期間

二 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)

(事業計画の確認申請)

第4条 利子補給金対象事業(国家戦略特区支援利子補給金に係る事業を除く。)を実施しようとする者は、指定金融機関を経由して、別に定める「利子補給金支給事業確認申請書」を大臣に提出し、その確認を受けなければならない。

2 前項の確認申請書には、計画主体から、別に定める「利子補給金支給事業確認書」の交付を受けた上で、当該確認書を添えるものとする。

(事業者の決定等)

第5条 大臣は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合には、その内容を確認した上で、適正と認められるときは、当該利子補給金支給事業の事業者として決定し、指定金融機関を経由して、別に定める「利子補給金支給事業確認通知書」により通知するものとする。

2 大臣は、第1項の規定による確認に当たり、当該事業が適正に実施されるために必要があると認められるときは、当該事業に係る計画主体と協議の上、指定金融機関を経由し、当該事業者の同意を得て、必要な措置を講じるものとする。

3 前条第1項に規定する申請書の提出があった日から第1項の規定による通知までに要すべき標準的な期間は、次に掲げる期間を除く15日とする。

一 申請を補正又は変更するために要する期間

二 前項の協議又は措置に要する期間

三 休日

(国家戦略特区支援利子補給金に係る事業実施計画の提出等)

第6条 国家戦略特区支援利子補給金に係る事業実施計画の提出及び確認並びに通知は、国家戦略特別区域法施行規則によるものとする。なお、当該提出等は、当該事業に係る計画主体を経由するほか、当該事業に係る指定金融機関にも報告するものとする。

2 同規則第3条第1項第5号に掲げる書類は、別に定める「利子補給金支給事業資金計画書」とする。

(利子補給金支給事業に係る貸付けの実行期限等)

第7条 第5条第1項又は第6条第1項による利子補給金支給事業に係る貸付けの実行期限は、第5条第1項の規定による通知又は国家戦略特別区域法の規定による認定の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。なお、同一の利子補給金支給事業に係る複数回の貸付けの実行は、同期限内に限るほか、やむを得ない事情を有する場合に限るものとする。

2 利子補給金支給事業の完了期限は、第5条第1項の規定による通知又は国家戦略特別区域法の規定による認定の日から5年以内とする。

3 第1項及び前項の期限は、認定等計画に定める期限(目標の終了時期を除く。)を超えないものとする。

4 大臣は、同一の利子補給金支給事業における同一年度内の利子補給契約に係る貸付額に上限を設けるなど、貸付額を調整することができる。

(利子補給契約の申込み)

第8条 指定金融機関は、法に規定する利子補給契約を大臣と締結しようとする場合には、別に定める「利子補給契約申込書」に次の書類を添えて大臣に提出しなければならない。

一 指定金融機関が利子補給金支給事業に係る事業者(以下「事業者」という。)に対し貸付けを実施した契約書の写し

二 前号に係る償還年次表

三 別に定める「利子補給金の額の計算表」その他大臣が必要と認める書類

2 前項の申込書等の提出までの標準的な期間は、指定金融機関が事業者に対し貸付けを行った日から5日(休日を除く。)とする。なお、支給に係る単位期間(規則に規定する単位期間をいう。以下同じ。)及び契約の締結までに要すべき期間に配慮して提出するものとする。

(利子補給契約の締結)

第9条 大臣は、指定金融機関から前条第1項に規定する申込書の提出があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められるときは、予算の範囲内において、別に定める「利子補給契約書」により、当該指定金融機関と利子補給契約を締結する。ただし、電子により利子補給契約書を作成する場合は、別途電子契約書の条項によるものとする。

2 利子補給契約に係る約款は、利子補給契約書に規定するとおりとする。

3 大臣は、利子補給契約を締結しようとする指定金融機関と協議の上、前項の約款の追記及び削除を行うことができる。

4 前条に規定する申込みから第1項の利子補給契約の締結までに要すべき標準的な期間は、次に掲げる期間を除く15日とする。

一 申込みを補正又は変更するために要する期間

二 休日

5 大臣及び指定金融機関は、第1項に規定する利子補給契約を締結した後、当該利子補給契約の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、別に定める「利子補給変更契約書」により変更契約を締結しなければならない。ただし、電子により利子補給変更契約書を作成する場合は、別途電子契約書の条項によるものとする。

6 大臣は、前項に規定する変更契約を締結する場合には、当該指定金融機関に対して大臣が必要と認める書類を提出させることができるものとする。

(支給の申請)

第10条 指定金融機関は、規則及び利子補給契約に基づき、単位期間ごとに当該単位期間の末日を基準日とした貸付残高に係る支給申請を行うものとする。

2 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金は、次の各号に掲げる期限までに支給申請を行うものとする。

一 9月10日を基準日とした貸付残高に係る支給申請 9月20日まで

二 3月10日を基準日とした貸付残高に係る支給申請 3月20日まで

3 国際戦略総合特区支援利子補給金及び地域活性化総合特区支援利子補給金並びに国家戦略特区支援利子補給金は、次の各号に掲げる期限までに支給申請を行うものとする。

一 8月20日を基準日とした貸付残高に係る支給申請 8月30日まで

二 2月20日を基準日とした貸付残高に係る支給申請 3月2日まで

4 第2項及び第3項の支給申請の末日が休日にあたるときは、休日の翌日を末日とする。

(支給額の算出)

第11条 単位期間ごとの利子補給金は、次の各号に掲げる算式をもって計算した額（単位期間内において貸付残高が変動する場合には、当該変動ごとに計算し、当該金額を合計した額とする。）のいずれか低い額とし、予算の範囲内において支給するものとする。

一  $A \times B / 365 \times C$

A：規則で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高

B：Aの貸付残高の存する日数

C：内閣府告示で定める利子補給率

二  $A' \times B' / 365 \times C'$

A'：利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高

B'：A'の貸付残高の存する日数

C'：「内閣府告示で定める利子補給率」又は「当該利子補給契約に係る貸付利率」のいずれか低い率

2 前項の算式をもって計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算残額を超えることが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず、新たに支給する利子補給金の額は、次に掲げる算式をもって按分計算した額とする。

新たに支給する利子補給契約ごとの利子補給金の額 =  $D \times E / F$

D：当該利子補給金に係る予算残額（当該年度予算額 - 当該年度支給済み額の合計）

E：新たに支給しようとする単位期間に係る、利子補給契約ごとに、前項の算式をもって計算した額

F：Eの合計

(利子補給金の支給決定等)

第12条 大臣は、第10条に規定する申請があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められるときは、別に定める「利子補給金支給決定通知書」を交付して、利子補給金を支給するものとする。

2 大臣は、前項の支給決定通知書の交付に当たり、必要な条件を付することができる。

3 第10条第2項及び第3項の支給申請の末日から第1項の支給決定通知書を交付するまでに要すべき標準的な期間は、休日を除く10日とする。

4 大臣が第1項に基づき、当該指定金融機関に対して利子補給金を支給する日は、次の各号に掲げる日とする。

一 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金 4月25日及び10月25日

二 国際戦略総合特区支援利子補給金及び地域活性化総合特区支援利子補給金並びに国家戦略特区支援利子補給金 9月28日及び3月28日

5 前項の支給日が休日にあたるときは、休日の翌日を支給日とする。

(指定金融機関の指定の取消し等)

第13条 大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、法の規定により指定を取り消すことができる。

一 規則に基づく申請に係る虚偽の記載その他の不正の手段により指定を受けていたこと

二 指定金融機関が利子補給金支給事業の適正な実施を行うことができなくなったこと

2 大臣は、前項の規定により指定金融機関の指定を取り消す場合には、当該取消事由の発生した日に遡及して指定を取り消すものとするほか、当該取消金融機関との間で締結した利子補給契約について解除又は当該取消事由の発生した日に遡及して取消しするものとし、直ちに利子補給金の支給を停止するものとする。

3 大臣は、前項の規定により指定金融機関の指定を取り消して、利子補給契約を解除又は取消した場合には、その旨及びその理由について、別に定める「指定取消等通知書」により、当該取消金融機関に通知するものとする。

4 当該取消金融機関は、第2項に規定する利子補給契約の解除又は取消があった場合には、大臣の指示に従い、支給した利子補給金の全部又は第1項各号による当該取消事由の発生した日以降に係る利子補給金を大臣に返納しなければならない。

5 第3項及び前項の規定は、第17条及び第19条について準用する。

(利子補給金支給事業の確認の取消し等)

第14条 大臣は、事業者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、利子補給金支給事業の確認を取り消すことができる。

一 第5条第1項又は第6条第1項に係る虚偽の記載その他の不正の手段により確認を受けていたこと

二 事業者が利子補給金支給事業の適正な実施を行うことができなくなったこと

- 2 大臣は、前項の規定により利子補給金支給事業の確認を取り消す場合には、当該取消事由の発生した日に遡及して取り消すものとするほか、当該取消事業者に係る指定金融機関との間で締結した利子補給契約について解除又は当該取消事由の発生した日に遡及して取消しするものとし、直ちに利子補給金の支給を停止するものとする。
- 3 大臣は、前項の規定により確認を取り消して、利子補給契約を解除又は取消した場合には、その旨及びその理由について、別に定める「確認取消等通知書」により、指定金融機関に通知するほか、指定金融機関を経由して当該取消事業者にも通知する。
- 4 指定金融機関は、第2項に規定する利子補給契約の解除又は取消があった場合には、大臣の指示に従い、支給した利子補給金の全部又は第1項各号による当該取消事由の発生した日以降に係る利子補給金を大臣に返納しなければならない。
- 5 指定金融機関は、第3項の規定による通知を受けたときは、計画主体に報告するものとする。
- 6 第3項及び前項の規定は、第17条及び第19条について準用する。

(支給申請の取下げ)

- 第15条 指定金融機関は、第12条第1項の支給決定通知の内容又は同条第2項により付された条件について不服がある場合には、利子補給金の支給申請を取り下げることができる。
- 2 指定金融機関は、前項に基づく取下げを行う場合には、当該支給決定通知書を受領した日から起算して5日以内(末日が休日にあたる場合は、休日の翌日を末日とする。)に、支給申請を取り消す旨を記載した書面を大臣に提出することにより取り下げるものとする。

(変更等の報告)

- 第16条 指定金融機関は、次の各号に掲げる場合には、大臣に報告しなければならない。
- 一 利子補給金支給事業の内容に変更が生じた場合
  - 二 利子補給金支給事業の中止又は廃止が生じた場合(第7条に掲げる期限経過の場合を含む。)
  - 三 当該指定金融機関が申請した規則に定める「指定金融機関の指定申請書」の記載内容に変更が生じた場合
  - 四 貸付けの償還における延滞(当該貸付契約で定める貸付条件どおりに行われぬ事態をいう。)、その他事業の遂行状況など、第3号までに掲げる場合以外に報告を要する事項が生じた場合
- 2 指定金融機関は、前項に掲げる場合には、次の各号に掲げる書面により、大臣に報告するものとする。この場合において、指定金融機関は、計画主体にも報告するものとする。
- 一 前項第1号に掲げる場合 別に定める「事業変更等報告書」
  - 二 前項第2号に掲げる場合 別に定める「事業中止又は廃止報告書」
  - 三 前項第3号に掲げる場合 別に定める「指定金融機関変更報告書」
  - 四 前項第4号に掲げる場合 別に定める「事業状況報告書」
- 3 大臣は、指定金融機関に対し報告内容について確認を求めることができる。

(報告による支給の停止)

第17条 大臣は、前条に規定する報告の内容から利子補給金の支給の停止が適当と認める場合には、当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

2 大臣は、前項の規定により利子補給契約の解除を行った場合には、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納させることができる。

(完了等報告)

第18条 指定金融機関は、利子補給金に係る利子補給金支給事業が完了した場合には、遅滞なく、別に定める「事業完了報告書」により、大臣に報告しなければならない。

2 指定金融機関は、利子補給金支給事業の完了までの間、毎年度末の基準日における認定等計画への寄与など事業の遂行状況について、第16条第1項第4号に掲げる場合として、遅滞なく、大臣に報告しなければならない。

(監査)

第19条 大臣は、前条の報告に基づき必要と認める場合、指定金融機関に対し監査を行うことができるものとする。

2 大臣は、前項に規定する監査を行った結果、指定金融機関及び事業者の不適切な事務処理その他大臣が利子補給金の支給の停止が適当と認められる事由が明らかになった場合には、当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

3 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納させることができる。

(利子補給金の経理)

第20条 指定金融機関は、利子補給金の経理について、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を支給期間の終了の翌年度初から起算して5年間保存しなければならない。

(他の利子補給金との併用禁止)

第21条 利子補給金は、国による他の利子補給金と併用することはできない。

(雑則)

第22条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出は、書面又は電子情報処理組織（内閣府の使用に係る電子計算機と金融機関の使用に係る電子計算機であって内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

附 則（令和7年3月10日内閣総理大臣決定）

この要綱は、地域再生支援利子補給金交付要綱（平成20年5月21日内閣総理大臣決定）及び総合特区支援利子補給金交付要綱（平成23年11月1日内閣総理大臣決定）並びに国家戦略特区支援利子補給金交付要綱（平成26年9月1日内閣総理大臣決定）を引き継ぐものとし、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和7年3月31日以前の旧要綱に基づく事業については、従前の例による。

## 地域再生支援利子補給金一対象事業一覧表

対象事業項目	具体的な事業例
<p>企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業</p>	<p>①新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業、又は独自の技術・ノウハウを利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業 ②①事業実施のための企業化開発段階以降の技術開発</p>
<p>企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業</p>	<p>新技術の企業化開発及び企業化の事業であり、当該技術の新規性、先端性、高度性等が、地域の産業競争力や民間技術開発力の強化に資する等の政策的観点から積極的な事業支援が望ましい案件</p>
<p>歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業</p>	<p>①建築様式等が時代を代表する特徴を有する等の要件に該当するものとして、地方公共団体が指定した建造物の改修・保存、増改築等の事業 ②文化財保護法に基づく歴史的建造物の活用・整備事業</p>
<p>国の行政機関等(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。)又は地方公共団体(国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。)が実施する事業(当該事業に係る資産を含む。)を譲り受けて行う事業</p>	<p>公営事業を民間化等の促進として、地方公共団体等の事業・資産を譲り受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業</p>
<p>地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業</p>	<p>①次世代高規格コンテナターミナル施設整備やバリアフリー施設整備など港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業 ②流通業務団地、高速自動車国道等のインターチェンジ周辺、臨港地区、空港周辺、鉄道貨物駅周辺及び地方公共団体等が整備する流通センターに立地する倉庫、荷捌施設、一般トラックターミナル、配送センター、共同配送センター、航空貨物取扱施設、複合一貫輸送施設、省力化対応倉庫(複合一貫輸送施設については地区限定なし) ③生産財配送センター、大量消費財配送センター、物流システム高度化施設、災害被災地支援機能を持つ流通施設、物流効率化機械設備 ④②③及び海上輸送関連物流施設整備事業のうち、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく認定を受けた流通業務総合効率化事業についての計画を有する事業者が整備する施設</p>
<p>地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全(良好な環境の創出を含む。)に係る事業</p>	<p>①廃棄物の発生抑制に資するように、製品の製造、使用等に係る資源効率を高めるための施設整備(リデュース事業) ②使用済製品等を再利用するために、当該使用済製品等を回収し、適切な処置を施すために必要な施設整備(リターナブル容器包装を含む)(リユース事業) ③使用済製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設整備(動植物性残さを対象とする施設整備については、食品加工に関するもの(食品加工工場内での動植物性残さ処理施設、動植物性残さからの食品製造に係るもの)は融資対象から除く。ただし、動植物性残さからの医薬品製造に係るものは対応可)(リサイクル事業(熱回収事業、建設残土対策を含む))</p>
<p>その他内閣総理大臣が地域再生に資すると認める事業</p>	<p>上記以外の事業で、認定地域再生計画に掲げる目標を達するために一体不可分の関係にある事業</p>

## 特定地域再生支援利子補給金－対象事業一覧表

対象事業項目	具体的な事業例
地域住民の交通手段の確保のために行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街等における移動性を高めるための舗装整備、</li> <li>・地域の移動手段である旅客運送に係るコミュニティバス、デマンドバスや船舶等を取得する事業</li> <li>など</li> </ul>
地域住民の健康の保持増進に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設など、地域住民の健康維持又は増進のための運動を行う施設等を整備する事業 など</li> </ul>
地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援施設、有料老人ホーム、福祉・生活支援サービス拠点等を整備する事業 など</li> </ul>
地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの促進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電、バイオマス燃料などの施設・設備を整備する事業、地域資源を活用した再生利用関連施設・設備を整備する事業、太陽光発電関連、省エネルギー関連若しくはスマートグリッド関連の機器設置など環境に配慮した設備投資を行う事業又は環境配慮型システムを導入した居住施設若しくはオフィスビルの増改築若しくは新設を行う事業 など</li> </ul>
地域において使用されていない施設を活用した地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休施設を活用した地域住民の生活支援施設や就労施設を整備する事業など</li> </ul>
その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の事業で、地域における特定政策課題の解決のために一体不可分の関係にある事業</li> </ul>

## 国際戦略総合特区支援利子補給金一対象事業一覧表

対象事業項目	具体的な事業例
エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業	国際競争力の強化として、太陽光発電関連、省エネルギー関連又はスマートグリッド関連機器の設置など環境に配慮した設備投資、研究開発又はサービスの提供を行う事業、又は環境配慮型システムを導入した施設又はオフィスビルの増改築、新設を行う事業
疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業	医療、医療機器、医薬品若しくはそれら関連産業又は医療ツーリズムについて、新会社設立、本社新設、既存施設・設備の整備又はサービスの提供を行う事業
国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点形成する事業	アジア地域等の拠点として、事業所移転、研究開発又は生産設備などを整備する事業
新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点形成する事業	国際的拠点として、ロボット、宇宙、新素材など先進的な産業について、新会社設立、本社新設又は既存施設・設備の整備事業や、先進的な研究開発を行う事業
貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	国際的な物流に係る基盤を整備する事業のほか、倉庫、荷役機械など物流施設・設備、物流関連サービスを整備する事業
観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国際会議等の誘致の促進に資する施設の整備又は役務の提供等、観光その他の交流の機会の増大に資する事業	複合観光施設、旅客観光施設又は大型MICE施設など交流機会を増大させる施設等について、新設、改修・増改築、設備の整備又はサービスの提供を行う事業
農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業	農林水産業またはその関連産業において、海外市場を視野に入れた新会社設立、研究開発、設備の整備又はサービスの提供を行う事業
高度な情報通信基盤の整備等に関する事業	国際的な情報通信に係る基盤を整備する事業のほか、情報通信関連サービスを整備する事業(コンテンツ事業を含む)
その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業	上記以外の事業で、認定国際戦略総合特別区域計画の実施を促進しようとする事業

## 地域活性化総合特区支援利子補給金一対象事業一覧表

対象事業項目	具体的な事業例
農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	農林水産業またはその関連産業において、新会社設立、研究開発、設備の整備又はサービスの提供を行う事業
観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業	宿泊施設又は商業施設など交流機会を増大させる施設等について、新設、改修・増改築、設備の整備又はサービスの提供を行う事業
地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業	風力発電、バイオマス燃料などの施設・設備を整備する事業、地域資源を活用した再生利用関連施設・設備を整備する事業、太陽光発電関連、省エネルギー関連、スマートグリッド関連の機器設置など環境に配慮した設備投資を行う事業、又は環境配慮型システムを導入した居住施設・オフィスビルの増改築、新設を行う事業
新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの	地域の企業又は立地する企業において、新商品の生産や新たなサービスを提供する事業、又は独自の技術・ノウハウを利用して生産や販売、サービスの提供を改善することで、地域の雇用創出に資する事業
貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	物流に係る基盤を整備する事業のほか、倉庫、荷役機械など物流施設・設備、物流関連サービスを整備する事業
情報通信基盤の整備等に関する事業	情報通信に係る基盤を整備する事業のほか、情報通信関連サービスを整備する事業(コンテンツ事業を含む)
地域における公共交通機関の整備等に関する事業	地域の移動手段である旅客運送に係る基盤を整備する事業のほか、旅客運送関連サービスを整備する事業
高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資する事業	バリアフリー施設など人にやさしい建築物整備事業、福祉医療関連機器普及促進事業
地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業	災害応急対策拠点整備事業、不燃化・耐震化等促進事業、ライフラインに関する防災対策事業、情報システム強化やサプライチェーン対応など防災機能確保のための事業
地域住民の健康の保持増進に資する事業	スポーツ施設など、地域住民の健康維持又は増進のための運動を行う施設等を整備する事業
地域における子育て支援及び高齢者、障害者等に対する生活支援に関する事業	子育て支援施設、有料老人ホーム等を整備する事業
地域における生涯学習の振興等に関する事業	生涯学習施設、教育関連施設等を整備する事業
その他内閣総理大臣が地域の活性化に資すると認める事業	上記以外の事業で、認定地域活性化総合特別区域計画の実施を促進しようとする事業

国家戦略特区支援利子補給金一対象事業者等(規則第1条第1号ないし第3号関係)

対象事業者	事業者の定義
ベンチャー企業	① 新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う株式会社
中小企業等	② 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下の6項目に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
	③ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
	④ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
	⑤ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
	⑥ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が九百人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
	⑦ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
	⑧ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの
	⑨ 企業組合
	⑩ 協業組合
	⑪ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
	⑫ 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
	⑬ 商工組合及び商工組合連合会
	⑭ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
	⑮ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
	⑯ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
	⑰ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
	⑱ 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が②～⑧までに規定する中小企業者であるもの
	⑲ 農業協同組合、農業協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	⑳ 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	㉑ 農事組合法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	㉒ 医療法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	㉓ 一般社団法人、一般財団法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	㉔ 公益社団法人、公益財団法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	㉕ 学校法人等であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	㉖ 有限責任事業組合（LLP）であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	㉗ 社会福祉法人であって、②～⑧までに規定する常時使用する従業員の数を満たすもの
	その他

※ただし以下に該当する者は対象としないこととする。

- 次のイ又はロに掲げる会社
- イ その発行済株式（その有する自己の株式を除く。以下この項目において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この項目において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社（次の（1）から（3）までに掲げる会社をいう。）の所有に属している会社
  - （1） 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項目において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
  - （2） 当該大規模法人及びこれと（1）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
  - （3） 当該大規模法人並びにこれと（1）及び（2）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
- ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社
- 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社等
- 次のいずれかに掲げる会社等
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が役員に在る会社等
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する会社等

## 国家戦略特区支援利子補給金一対象事業者等(規則第1条第4号関係)

対象事業者	事業に係る基本的な考え方等
規模要件を付さない(ベンチャー・中小企業等に限定しない)	<p>【予算で定める額を超える事業実施計画の提出があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規則第1条第4号に掲げる事業よりも、規則第1条第1号ないし第3号に掲げる事業を優先する。</li> <li>○ 規則第1条第4号に掲げる事業においては、原則として、ベンチャー・中小企業等による事業を優先する。</li> <li>○ 規則第1条第4号に掲げる事業において規模要件が同等の場合には、「国、地方公共団体、事業者、指定金融機関その他の多様な主体が連携して戦略的かつ継続的に実施するもの」よりも、「新たな価値若しくは経済社会の変化をもたらすもの」を優先する。</li> <li>○ 規則第1条第4号に掲げる事業において規模要件及び事業内容が同等の場合には、法令に基づく規制の特例措置が重要な役割を果たすものを優先する。</li> </ul>
	<p>【国、地方公共団体、事業者、指定金融機関その他の多様な主体が連携して戦略的かつ継続的に実施するものについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新たな価値若しくは経済社会の変化をもたらすもの」について、国家戦略特別区域内に行き渡らせていく事業。</li> <li>・ 「新たな価値若しくは経済社会の変化をもたらすもの」に関連し、「国家戦略特別区域内において、自主性や創意工夫を持って、地域活性化に向けた取組として戦略的かつ強力に進められていく事業」。</li> </ul> </li> </ul> <p>具体的には、地方公共団体の財政支援等とともに重点的に進められていく事業、又は、地方公共団体・金融機関・その他の関係者とともに強力に連携して進められていく事業などとする。</p>